

生駒市賃上げ促進給付金審査等業務に係る公募型プロポーザル
質問回答書

回答年月日		令和8年4月7日	回答課名	商工観光課
番号	質問項目	質 問	回 答	
1	賃金台帳について	<p>市内本店・実質本店を第1号と呼びAルートで審査すること。市内事業所を第2号と呼びBルートで審査するという前提を理解しました。</p> <p>Aルートでは【書類G】賃上げ確認書類、Bルートでは【書類F】賃金台帳とあります。</p> <p>Aルートの賃金台帳について。</p> <p>審査対象代表者の固定給上昇を確認する趣旨は理解しますが、STEP3で記載されている審査対象代表者1名の説明のなかで、(賃金台帳の)※欄に審査対象代表者以外の氏名や給与は黒塗りで隠してあっても審査上支障ありません。とありますが、この黒塗りは応募企業がするのでしょうか？その審査対象代表者が本当に最も賃金が低い者であることの認定を応募企業に任せるのでしょうか？もしくは全ての行を提出させるが、審査対象代表者以外は氏名部分のみを黒塗り可なののでしょうか？</p>	<p>審査対象代表者の選出については、応募企業が行います。(最も賃金が低い人であることの誓約書を提出いただきます。)</p> <p>賃金台帳に審査対象代表者以外の方が記載されている場合は、応募企業にて黒塗りをさせていただきます。</p>	
2	STEP2の人数確定について(Aルート)	<p>STEP2の人数確定について(Aルート)</p> <p>以下の事例をおきます。</p> <p>書類A：「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表(税務署提出済み)」に登載の人数42名(うち役員2名)</p> <p>書類B：労働保険申告書に登載の人数40名</p> <p>書類C：標準報酬決定通知書に登載の人数32名(うち役員2名)</p> <p>1階は30名(うち役員2名) ←書類C-役員2名</p> <p>2階は40-(32-2)=10名 ←書類B-1階の結果</p> <p>3階は42-40-2=0名 ←書類A-書類B-役員数</p> <p>となります。</p> <p>この時の確定人数は何人でしょうか？</p> <p>役員数を必ずマイナスすることから正社員(32-2の)30名、非正規10名で合っているのでしょうか？</p> <p>STEP4で給付額早見表に当てはめるときの対象人数は40名でよろしいのでしょうか？</p>	<p>人数についてはお見込みのとおりです。</p> <p>ただし、この積算法はあくまで現時点の想定であり、より簡素化した人数確認の手法があれば、ご提案をいただければと思います。</p>	

3	STEP2の人数確定について（Bルート）	<p>STEP2の人数確定について（Bルート） 事例は次のとおりとします。 書類E：事業所別被保険者数台帳（雇用保険）人数60名（役員登載なし）（うち社保適用20名） 書類F：賃金台帳（市内全員分）に登載の人数62名（うち役員2名） 1階は20名（役員は登載なし） ←書類Eのうち社保適用者 2階は60－20＝40名 ←書類E－書類Eのうち社保適用者 3階は62－60－2＝0名 ←書類F－書類E－役員数 この時の確定人数は以下で合っているでしょうか？ 正社員20名、非正規40名。 STEP4で給付額早見表に当てはめるときの対象人数は60名でよろしいのでしょうか？ 以上のシミュレーションでは、非正規短が見えにくいのですが、単に数日のアルバイトで「社会保険も労働保険も適用外の人」が該当するという理解でよろしいでしょうか？ そのような「社会保険も労働保険も適用外の人」が仮に1名いたと仮定すると、その1名も含めて対象人数とする、という理解で合っているでしょうか？</p>	<p>人数についてはお見込みのとおりです。 ただし、この積算手法はあくまで現時点の想定であり、より簡素化した人数確認の手法があれば、ご提案をいただければと思います。 Bルートの「非正規・短」に該当する方については、賃金台帳に記載がある方のうち、雇用保険未加入者（週20時間未満の短時間労働者等）を想定しています。</p>
4	他の自治体補助金の重複申請について	<p>奈良県や他の市町村が実施する同種類の助成金・給付金にも申請できますか？ 例えば奈良県の「中小企業等賃上げ促進事業」。 https://www.pref.nara.lg.jp/documents/7042/20260401sangyousesakushuu.pdf</p>	<p>賃上げ原資の給付だけでなく、事業継続や強靱な経営体質への転換を支援するという本給付金の趣旨に照らし、重複申請しても差し支えないとする見込みです。 ただし、他制度側で併給制限が設けられている場合はこの限りではありません。</p>
5	補助金申請対象	<p>個人事業主も対象ですか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	再申請	<p>書類の不備や対象とならず却下された事業者が、再度、対象となる賃上げを行い2度目、3度目の申請を行う事が可能ですか？</p>	<p>交付要綱において、「1事業者につき1回限りの交付とする。」と定めることを想定しておりますので、補助金の交付を受けていない事業者については再度の申請が可能です。</p>
7	補助金の支払い	<p>補助金の支払いは市の会計から支払われますか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>